

もくじ

浜田よしゆき 議員 代表質問・・・1  
他会派の代表質問項目・・・・・・20

●京都府議会 2017年6月定例会が6月16日に開会し、6月21日に日本共産党の浜田よしゆき議員が代表質問を行いました。代表質問と答弁の概要を紹介します。

**2017年6月定例会 代表質問**

**浜田よしゆき (京都市北区選出)**

**2017年6月21日**

【浜田】日本共産党の浜田よしゆきです。会派を代表して知事並びに教育長に京都府政に関わる重要課題について質問します。

**京都スタジアムの土地取得議案は撤回を**

【浜田】本議会に、京都スタジアムの土地取得の議案が提案されました。しかし、6月5日の京都府公共事業評価に係る第三者委員会では「平成25年水害の記憶が生々しく残っている。こういう雨が降った時にはこうなるという説明をしてもらいたい」「アユモドキの種の保存をどうしていくのかは公共事業評価調書に書かれておらず不十分」「情報公開について、縦割りで、河川は複数行政にわたりなかなか情報公開されない」など、治水対策への不安、アユモドキの保全対策の不十分さ、住民への情報開示の不十分さなどについて、意見や懸念が続出したのではありませんか。

2020年までに建設ありきで強引に工事に着工することなどとうてい許されません。土地取得議案は撤回するよう強く求めます。尚この問題については、わが会派として一般質問で質問させていただきます。

**共謀罪、憲法9条改悪に反対し、核兵器廃絶国際署名に賛同を**

【浜田】最初に、平和と府民の安全を守る課題です。憲法を無視した安倍政権の暴走に歯止めが完全になくなっています。自民、公明、維新の3党が強行採決した「共謀罪」法は、国民の内心を処罰する憲法19条違反の違憲立法です。しかも、審議のなかでは法務大臣が答弁するたびに問題が噴出し、最後は審議不十分なのに、「加計学園」疑惑の追及にも追い詰められ「中間報告」という異常な禁じ手を使って、委員会採決を省略して本会議で強行可決するという議会制民主主義破壊の暴挙まで行いました。このような「共謀罪」法案の強行は、到底許されないとと思いますが、知事の認識をお聞かせください。

安倍首相は、2020年と期限を区切って憲法9条改憲を行うと発言しました。これは、憲法尊重擁護義務に反する違憲発言であることは明りょうです。しかも、憲法9条の「陸海空軍その他の戦力はこれを保持しない」とした2項は残すが、3項に自衛隊の記述を書き加えようとしています。そうなれば、2項が空文化をし、自衛隊の無制限の海外での武力行使に道を開くこととなります。昨年6月議会の代表質問で知事は、「憲法の三大原則、国民主権、平和主義、基本的人権の尊重は維持していく、そして、それをどう守るかということ国会において真摯に議論して頂きたいと思っている」と述べられましたが、安倍首相が、国会の議論を飛び越えて憲法の大原則である平和主義を壊す9条改憲を明言したもど、知事としてははっきりと反対の態度表明をすべきではありませんか。

安倍内閣が「戦争する国づくり」に突き進むもど、運用から2年を経過した米軍レーダー基地の危

険性が増しています。基地周辺では、米軍関係者による交通事故は、人身事故3件を含み44件発生し騒音被害も続いています。その上、米軍は、昨年11月から自衛隊福知山射撃場での実弾射撃訓練も開始しました。これまで、米軍レーダー基地は、日本の防衛に資するものであり「抑止力」になると言われてきましたが、集団的自衛権行使が容認され、安保健法（戦争法）が強行されたもとで京丹後の米軍レーダー基地には、アメリカ本土のミサイル防衛の前線基地としての特別な位置づけが与えられることから、今後、さらなる基地機能の強化が予想されます。府民の命と安全を守るためにも、自衛隊福知山射撃場での米軍による実弾射撃訓練の中止と米軍レーダー基地の撤去を求めるべきではありませんか。

一方、世界に目を転じれば、平和と軍縮に向けて、大きく動き始めています。3月に開催された「核兵器禁止条約の国連会議」には、115以上の国の政府代表と世界中の市民社会の代表が集まりました。核保有大国とその同盟国は、会議をボイコットし、日本政府は、被爆国の政府でありながら会議に出席したものの「会議に参加することはできない」と発言し恥ずべき態度をとりました。しかし、被爆者のみなさんの「生き延びた私たちは、核兵器の非人道性と筆舌に尽くしがたい苦しみを、ふたたび誰にも経験させてはならないと心に誓いました」と、この訴えが、各国政府代表を動かし、歴史上初めての核兵器禁止条約が来月にも締結されようとしています。仮に、核保有国などの参加が得られなかったとしても、賛成する圧倒的多数の国々によって核兵器禁止条約が締結されるならば、核兵器の使用と威嚇は違法化され核兵器の保有には悪の烙印が押されることとなります。

この歴史的な世界の流れに京都府も合流し、核兵器禁止条約の締結を支持すべきではありませんか。また、京都市をはじめ府内7市町村を含め全国の県知事・市町村長の賛同が658人にも達している「ヒロシマ・ナガサキの被爆者が訴える核兵器廃絶国際署名」に、京都府も賛同が呼びかけられていると思いますが、どう対応されますか。

## 実効性がない避難計画—原発再稼働にきっぱりと反対を

【浜田】次に、京都府民の命と安全に重大な影響を与える原発問題についてお聞きします。

東日本大震災と東京電力福島第一原発事故から6年3ヶ月が経過しましたが、今も10万人近いみなさんが不自由な避難生活を余儀なくされています。それなのに、安倍内閣は、福島原発事故はもう終わったものとして、被災者への支援を次々と打ち切り、原発の再稼働を推進しています。そういうなかで、高浜原発3号機、4号機の再稼働が強行されました。知事はこれまで「京都府には再稼働への同意権がないから」という理由で再稼働に対する態度表明を避けてきましたが、大津地裁の運転差し止めの仮処分決定を覆した大阪高裁決定を「尊重する」と表明されました。しかし、大阪高裁決定は「原子力規制委員会の新規基準に適合していれば安全」というもので、地震や津波の想定や安全対策、避難計画などへの不安は払拭されていません。だからこそ、高浜原発が立地している高浜町で地域ぐるみで再稼働に反対の意見書を町や関電に提出する異例の事態が起っています。

隣接する京都府北部でも「唯一の避難路の拡幅も途中で、住民に分かりやすい安全対策をするまで再稼働は延期してほしい」など不安の声が上がっています。高浜原発で事故が起れば琵琶湖の水が放射能で汚染されるなど、京都府民の命と安全が脅かされます。また、今ある避難計画は実効性がなく、見直しが必要だということが昨年夏の広域避難訓練でも明らかになりました。

さらに、関西電力は運転期間が40年を超える老朽原発である、高浜1号機、2号機、美浜3号機の運転延長、さらに、大飯原発3号機、4号機の再稼働も狙っています。老朽原発については、2月議会の代表質問で知事は「延長申請については、国に対して責任を持った慎重対応を行なうよう強く求めてまいります」と答弁されました。しかし、老朽原発は、原子炉圧力容器や蒸気発生器などがもろくなっており、運転を続ければ壊れる危険があるために40年原則が決められたはずですが、関西電力は、運転延長にあたって「安全」対策を講じたといいますが、交換することができない原子炉本体の圧力容器がもろくなって大事故を起こさない保証はなく、老朽化した配管などは全部が交換できないためシートで覆うなど間に合せの工事をするだけです。これでどうして安全と言えるのでしょうか。

高浜原発の再稼働についても、老朽原発の運転延長についても、知事は結局、反対の態度を示しませんでした。その結果、高浜3号機、4号機に続いて、同1号機、2号機、大飯3号機、4号機、美浜3号機と次々と再稼働が強行されようとしているではありませんか。現時点で、きっぱりと反対の意思を表明すべきではありませんか。

**【知事・答弁】** まず組織的犯罪処罰法の改正法についてでありますけれども、まさに国権の最高機関として国会において本質的に判断されるべきものであります。私といたしまして、国民生活に深くかかわる法律でありますだけに国民の理解がより進むよう、また運用に当たっては人権に配慮し厳格な適用を望むものであります。

次に憲法改正についてであります。憲法第96条に改正手続きが規定されておりました最終的には国民投票にされるものであり、憲法のあるべき姿を議論することは憲法において予定されているところであります。私といたしましては、これまでから本議場で答弁しているとおりの憲法の三大原則、国民主権、平和主義、基本的人権の尊重を維持した上で、それをどのように守っていくかということを中心に国民全体で真摯に幅広く議論されることを願っており、9条においても日本の平和が守られるよう真摯な議論と国民に対する丁寧な説明をお願いしたいと思います。

次に、米軍の経ヶ岬通信所でありますけれども、Xバンドレーダーにつきましては米軍基地の危険性が増しているというよりは、北朝鮮の言動を見ますと、この間の相次ぐミサイル発射など日本全体の危険性が今増しているという現状にあります。そうした中で、安全保障に責任を持つ国において、基本的にその当否を考えて行くべきであります。京都府といたしましては、こうした国の防衛上の必要性について説明を受けるとともに、府民の安心安全を守る立場から、安心安全に関する事項について防衛大臣へ確認し、これが履行されるよう京丹後市と連携して状況を確認しながら改善を求めてまいりました。また、陸上自衛隊福知山射撃場の限定使用につきましては、防衛大臣へ安全管理対策や騒音対策などについて要請を行い、回答を得ていく中で、国において安全管理のためのフェンスの設置や騒音対策にむけた調査が実施されているところでございます。いずれにいたしましても、府民の安心安全の立場から必要があればきびしく対応を求めるスタンスに変わりはありません。

次に、核兵器の禁止についてであります。我が国は核兵器のない世界を目指す大目標を掲げており、京都府におきましてもこれまでからいかなる国の核実験に私と府議会議長の連名で厳重な抗議をおこなっているところであります。交渉のありかたは、状況を踏まえて国が判断していくこととなりますけれども、核兵器の廃絶国際署名につきましては、兵庫県をはじめ13県の知事が署名をされておりますけれども、私もすでに署名を済ましたところであります。

次に、原発再稼働についてであります。平成27年12月、高浜発電所再稼働に対し同一手続きなどの法的枠組みを確立すること、国の責任において安全確保に対応すること、避難計画の実効性を確保すること、運転期間が40年を超過した原発は廃炉とすべきであり、延長申請にあたっては、国が責任を持ち、慎重に対応することを国に要請してまいりましたが、これは、先日の国への政策提案で繰り返し求めたところであり、また地域協議会でもしっかりと主張してきているところであります。この間、高浜におけるクレーンの倒壊事故を踏まえ、安全確保対策についても、関西電力から3回にわたり地域協議会において説明を受け改善をしていただきました。今後とも、国及び関西電力に説明を求め、万全の対策を取るよう強く要請をしてまいりたいと考えております。

**【浜田・再質問】** 「共謀罪」法についてですけれども、この法は犯罪の具体的行為があつて初めて処罰されるという日本の刑法の大原則をねじ曲げて、内心の自由をはじめとする基本的人権を侵害する違憲立法そのものです。しかも、環境保護団体や人権保護団体を「隠れみの」にした場合には処罰される、

「組織的犯罪者集団」の構成員ではない「周辺者」も処罰されるなど、結局、広く一般市民を日常的に監視することになってしまいます。知事は、この「共謀罪」法の危険性、その中身についてはどう考えるか、お聞かせ頂きたいと思います。

憲法「改正」についてですが、安倍首相の指示で自民党の憲法改正推進本部が年内の憲法9条を含む改憲原案づくりに向けた議論を始めております。安倍首相が期限を決めて憲法9条を変えるために具体的に動き出している、憲法9条が変えられようとしている、まさに憲法の平和主義の原則が変えられようとしていることについて知事はどう思われるのか、お聞かせ頂きたいと思います。

## 米軍レーダー基地撤去を行い、府民の命と財産を守れ

**【浜田】**北朝鮮問題について発言がありましたけれども、この北朝鮮による相次ぐミサイル発射は国連安保理決議、6ヶ国協議の共同声明、日朝平壤宣言にも違反する暴挙であり断じて許されません。同時にマクス米国防長官も「軍事的衝突が起これば信じられない規模の悲劇になる」と述べて、「外交努力を強調し全会一致で採択された国連安保理決議の対話を通じた平和的かつ包括的な解決の努力を歓迎する」としております。国連安保理決議にもとづく経済制裁の全面実践・強化を行い外交交渉によって非核化を迫るべきだと思います。

一方で、アメリカのトランプ政権は「力による平和」を掲げて、原子力空母カールビンソンを朝鮮半島近海に派遣し、原子力潜水艦ミシガンを韓国に入港させました。そういうなかで、日本の海上自衛隊と米艦隊との共同訓練や「安保法制」にもとづく米艦船の防護活動など、日米の軍事協力が強まっており、アメリカ本土のミサイル防衛の前線基地となる米軍レーダー基地の危険度は極めて高くなっています。こういう新たな情勢のもとで、米軍レーダー基地の撤去を求めるべきではありませんか。お答えください。

高浜原発の再稼働の問題ですけれども、結局、知事は「法律的にもきちんとしていただかないとイエス・ノーと言えない」ということを繰り返して述べておられます。再稼働そのものへの態度表明をされておられません。しかし、まいづる福祉会の事務局長さんは「障害のある人たちがどうやって避難するのか、行政として議論が尽くされていない中での再稼働は受け入れがたい」と厳しく指摘されています。京都府と同じく再稼働への同意権を持たない滋賀県の三日月知事は、「現時点でも再稼働を容認できる環境にはない」と明言されています。山田知事は、再稼働を容認できる環境にある、安全は保障されているのでしょうか。高浜原発の再稼働についても、老朽原発の運転延長についても、国や電力会社任せでなく新潟県のように独自の検証が必要ではないでしょうか。尚、核兵器廃絶の署名について、私が発言通告を出した時にはまだされておられませんでした。署名されたということは評価したいと思います。

**【知事・再答弁】**まず最初に、組織的犯罪処罰法改正についてでありますけれども、この問題はやっぱり基本的には国権の最高機関である国会が判断する。そして、それに対しては民主的な形で意見を言う。または裁判所が判断していく形になります。そうした中で、私としての立場から申しますと、私ども生活に深くかかわっていく法律でありますだけに、国民の理解が得られるようにきちっと透明感をもって説明をしていくということと、人権上の問題については、しっかりと厳格な適用をしていただきたいと思います。ということを求めて行くというのが基本的な立場であります。

それから憲法改正についてでありますけれども、平和主義についてそれを改めようという形での発言はなかったと思うんですね。平和主義をどうとらえようかという話でありますけれども、それはまさに国際的情勢の中でいかにこの国の安心安全をどう守るのかという観点から出ているものでありますので、こうした観点でまさにしっかりと国会の場を通じて真摯に議論していくべきものであるというふうに思っているところであります。

米軍基地の問題でありますけれども、まさに色々な緊迫した状況が出ている中で、私どもは、充分に知り得る立場にございません。国際的な外交も含めての問題というものは、だからこそ政府が責任を持

って対応すべきでありまして、私どもといたしましては、そうした中でまさに府民の安心安全を直接守る立場から色々な問題について防衛省に申し入れているということでもありますので、こういう中で判断していくべきものではないでしょうか。

高浜原発の問題でありますけれども、私も滋賀県の知事さんとよく話しますけれども微妙な、先ほど言ったような言い方をされているんですね。それはやっぱり、同じ立場であると基本的に考えております。国に対してもしっかりと要請をしてきているところでありまして、関西広域連合におきましても、滋賀県知事さんも入って要請しているということをご理解願いたいと思います。

**【浜田・指摘要望】**「共謀罪」法について、「国会で決められたこと」と言われましたけれども、宝塚市の中川市長は「共謀罪」法が成立した 15 日に「十分な審議が尽くされていない」として同法の廃止を求める声明を発表されました。「共謀罪」法や 9 条改憲という日本の平和と民主主義にとってきわめて重大な問題に、知事が明確な態度表明をされないことは本当に残念だと思います。2013 年 12 月に強行された特定秘密保護法、2015 年 9 月に強行された安保法制＝戦争法、そして今回の「共謀罪」法は、いずれも憲法を踏みにじった違憲立法であり、「海外で戦争する国」づくりの道具立てになっています。私ども日本共産党はこの三つをそろって廃止し、日本の政治に立憲主義、民主主義、平和主義を取り戻すために全力を尽くします。そして、平和を願うすべてのみなさんと力を合わせて憲法 9 条を守りぬぐために頑張る決意を表明し、次の質問に移ります。

## 公的責任投げ捨てる医療・介護の改悪に反対。府独自の負担軽減を

**【浜田】**次に、医療・介護の問題についてお聞きをいたします。

この間の社会保障の相次ぐ改悪によって、「年金が減らされ生活が苦しい」「医療費の負担が重く、診療をひかえている」「介護職員の賃金が低いので、なり手がいない」など、府民のいのちに関わる深刻な事態が広がるもとの、今、「府民みんなのいのちを守る」署名運動が府内各地で始まっております。

介護の分野では、介護保険制度の改悪によって施設に入れず、在宅介護に頼らざるをえない一人暮らしの高齢者や、老々介護の家庭が増えています。私の地元でも、「夫の介護に日々追われて休む暇もなく、私の方が倒れそうです」「近所の一人暮らしのお年寄りが、火の不始末でボヤを出した」「認知症の妻がちょっとした隙に家を出てしまって、夜中まで探し回った」など、深刻な実態が相次いでいます。

ところが国は、『我が事・丸ごと』の地域づくり」という名のもとに、国や自治体が地域福祉から手を引き、地域住民の「自助・互助」に役割を押し付けようとしています。先の国会では、徹底審議を求める野党や医療・福祉関係者の声を無視して、「地域包括ケアシステム強化のための介護保険法改定案」の採決が強行されました。同法案は、一定所得以上の人の利用料を 3 割負担にすることにとどまらず、「地域共生社会実現」の名で、高齢者、障害者などの施策に対する国・自治体の公的責任を大幅に後退させるものになっています。全市町村が介護の「自立支援・重度化防止」に取り組むことの「制度化」は、介護費用を抑制した地方自治体にたいする国の財政支援を手厚くするというもので、必要な介護から利用者を締め出す事態を続発させかねません。

知事は、今回の介護保険法の改悪をどう受け止めておられますか。国に対して、今回の介護保険法改悪を実施しないよう求めるべきではありませんか。

利用料の 2 割負担の導入によって、私の地元の北区のある老人施設では、「要介護 3 でデイサービスを週 3 回利用していたが、利用料が月 1 万 3000 円も上がり、やむなく週 2 回の利用に変えた」「老健施設のショートステイで、個別リハビリの回数や日数を減らした」こういう深刻な影響が出ております。「21 世紀・老人福祉の向上を目指す施設連絡会」のアンケートには、「食費・居住費負担が増えたので、ユニット型への申し込みをキャンセルした」「預金もないのに月に 2 万円も負担が増え、家族の生活を圧迫している」など深刻な声が寄せられています。

負担増が新たな介護難民を生みだしています。京都府独自に介護保険料や利用料の負担軽減を行うべ

きではありませんか。

医療の分野では、70歳以上の医療費は、2割または3割の窓口負担が3年前から導入されていますが、この8月からは高額療養費の負担上限も引き上げられます。さらに、低所得者などを対象にした後期高齢者保険料の特例減免も廃止の方向です。こうした国が進める負担増路線から府民の命とくらしを守るためにも、医療費の負担軽減が必要ですが、本府は65歳から69歳を対象にした老人医療助成制度、いわゆる「マル老」について、国の70歳以上の医療費負担増に合わせて改悪し、助成対象を狭めたうえで窓口負担を2倍にしました。医療費の負担が重いために、医者にかかりたくてもかかれない事態が生まれています。少なくとも、老人医療助成制度は1割負担に戻したうえで、70歳から74歳も対象に加えるよう求めますが、いかがですか。

## 都道府県化による国保料（税）引き上げは許せない。 知事の責任は重大

【浜田】次に、1年後に都道府県化が予定されている国民健康保険について伺います。

今でも、保険料が高すぎて、払いたくても払えない事態が相次いでいます。ある50歳代の男性は、東京で正規職員として働いていましたが、母の介護のために帰京し、ガソリンスタンドで非正規で働き、月10万円余りの収入のため、国保料を20万円滞納してしまったそうです。全日本民医連の昨年度の調査によると、経済的理由で手遅れとなった58件の死亡事例のうち、国保の無保険・資格証・短期証だったケースが34件に上っています。まさに命にかかわる問題です。それなのに、都道府県化に合わせた法定外繰り入れの中止などによって、国保料の大幅引き上げの可能性が起こっています。例えば向日市では、納付金の試算を行なって、一般会計からの繰り入れをやめ、17.5%の国保料の値上げが必要だと判断し、今年から再来年にかけて国保料の連続値上げを予定をしています。精華町、宇治田原町でも、法定外繰り入れはしないと当局が声明しています。

知事は、これまで都道府県化による保険料の負担増を懸念する声に対して、「仕組み的にはナンセンスな話」と否定をされ、「都道府県単位で国保を維持していくような体制をつくっていくことによって、安定的な制度にしていくことが必要」と述べるなど、国保の都道府県化を率先して推進をされてきましたが、現実に国保料の値上げが起ころうとしていることの責任は重大だと考えますが、知事の認識はいかがでしょうか。

国保料については、全国知事会も「協会けんぽ並みに引き下げるため」として1兆円の公費投入を要望されましたが、わずか3400億円で抑えられました。これでは、国保の構造的な問題が解決しないことは明らかではないでしょうか。国保料・国保税の値上げにならないように、国に公費投入額の引き上げを求めるとともに、京都府が納付金を決める際に配分を考慮することや、一般会計からの繰り入れは市町村の判断でできるということを周知・徹底するべきではありませんか。また、国保法44条などに基づく保険料・一部負担金減免制度の周知徹底と積極的な活用に、京都府がイニシアを發揮すべきではありませんか。お答えください。

【知事・答弁】医療・介護についてでありますけれども、高齢化という事態が本当に急速に進む中で、社会保障制度は毎年たいへんな額が上がってきておりました、その存続・維持というものが、非常に大きな国家的課題になっております。その中で、やはり給付と負担の問題をどういうふうに考えていくのかということ、これはもう綺麗ごとではなくて、現実問題として我々に突き付けられた問題でありまして、そうでなければ次世代に引き継ぐことはできないというふうに思っております。このためには、消費税をはじめとした安定的な財源の確保というものが重要でありまして、そうしたことを国がどういうふうに判断をしていくのかということが、私は一番大きなこの問題の根幹であるというふうに思っ

おります。

介護保険制度は、制度設計者である国において、その中で継続した制度とするために、今様々な判断が行われているわけでありませうけれども、京都府といたしましても、府内の介護給付が 2000 億円を超えて、毎年だいたい 80 億円以上です、増加していく中、年間 300 億円を超える額を負担してです、制度を全力で支えているということ、私はご理解いただきたいというふうに思います。

そして老人医療助成制度につきましては、これはまさに全国トップであります。そうしたものを私たちは、厳しい財政の中で維持をしてきている、ということ、私はやっぱり理解をしていただきたいなというふうに思います。それはいろいろと言えばキリがないんですけども、やはり全国トップで頑張っているということはやっぱり評価をしていただきたいと思っております。

それから国民健康保険についてでありますけれども、被保険者の年齢構成が高く、医療ニーズが高い一方で低所得者が多く、保険収入が少ないという構造的な問題を抱えております。前は農業とか林業と、それから自営業者の方の保険でありましたけれども、今は、一番多いのは無職とフリーターとかそういった方々の保険でありますので、そうした点でこれから市町村単位による運営では、遅かれ早かれ非常に難しい状況が生まれる、小規模市町村においては限界を迎えるということでもありますので、私は都道府県単位というのが必要であるというふうに考えております。これは国民皆保険を守っていくためにも必要であるというふうに思います。

しかし、そのためには、国も汗をかくべきでありまして、このため全国知事会長として、国に抜本的な財政基盤の強化を強く求め、毎年度約 3400 億円という、今繰り入れている額に相当する財政支援の拡充を実現したところであります。これは全体として、確実に市町村の財政負担の軽減につながるものであるということは、これは浜田議員もご存知の通りだということに思います。そしてその中で、市町村がどういう形で納付金を決定して、そして一般会計からの繰り入れを行うか、これは一般会計からの繰り入れも可能な仕組みになっておりますので、それは市町村議会、市町村の皆さんの、住民の皆さんが、市町村長の判断のもとに、それをイエスかノーかという話でありますので、それが京都府の責任であるというのは、これはまったく話が筋が通らないというふうに思います。

こうしたことを前提に、納付金の算定ということについて、しっかりと私どもは、市町村ごとの課題ごとの部会を設置し、協議をいま重ねているところであります。今後、制度開始に向けた検討・調整が本格化する中で、国保制度改革の実現に支障をきたすことがないように、国に対しても、これからも強く要請し、信頼される国保づくりに取り組んでまいりたいと思っております。

保険料の一部負担金の減免につきましては、市町村との協議を経て、平成 24 年 3 月に京都府の基準を定め、災害時や病気・失業等による所得が減少した際にも受診できるよう、市町村に周知徹底を求めてきておりまして、引き続き被保険者の生活実態に応じたきめ細やかな対応がなされるよう、必要な助言・指導を行っていききたいというふうに思っております。

## 必要な医療・介護が受けられない現状解決こそ必要

**【浜田・再質問】** 社会保障をめぐって、財源問題について知事が述べられました。そもそもですね、消費税の導入以来、高齢化社会のため、社会保障のためと言われ続けてきました。しかし、消費税創設以来 28 年間で、その税収は 327 兆円にも上りませうけれども、ほぼ同じ時期に、法人三税は 270 兆円、所得税・住民税も 260 兆円も減ってしまいました。不況による税収の落ち込みに加え、大企業や富裕層への減税が繰り返されたからです。消費税はその穴埋めに消えてしまい、社会保障にはほとんど使われてきませんでした。社会保障財源と言えは消費税という、消費税頼みのやり方ではこの失敗を繰り返すだけです。私ども日本共産党は、税金の集め方、使い方、働き方をチェンジすれば、消費税に頼らなくても社会保障は拡充できると、財源も示しております。ぜひ、そのことはご承知おきいただきたいと思っております。

そして、介護保険制度を持続した制度とするためと言われるが、実態は、負担増で介護難民が増え、

介護職員の待遇悪化で施設がつぶれていく。そうなれば、介護保険制度そのものがつぶれてしまうではありませんか。介護・医療をめぐる最大の問題は、負担が重く必要な介護が受けられない、診療を控えるなど命に関わる事態になっているということです。そうした実態について、京都府として、調査をすべきではありませんか。

また、高齢者医療助成制度について、知事は全国トップの制度だというふうに使われます。しかし、今重要なことは、高齢者は年金が減らされる一方で、介護保険料や利用料は上がり、その上医療費の窓口負担が増えて、安心してお医者さんにもかかれぬ。こういう事態になっているということです。知事は、こうした高齢者のおかれている実態については、どう考えておられるのか、答えていただきたいと思ひます。

国民健康保険制度については、知事も言われたように構造的な問題があるわけですね。その中で今、国が国庫補助金を大幅に減らしてきたために、国保料を引き上げざるをえなくなつて、高すぎて払えない国保料となり、滞納が生まれ、国保財政が赤字になる。こういう悪循環が生まれているわけですね。都道府県化にすれば市町村の負担が軽減されると言ひますが、国保料が上がつたのでは意味がありません。国庫補助金を減らしたまま都道府県化を行ったのでは、国保料を上げざるをえなくなるではありませんか。都道府県化にともなつてさらに国保料が引き上げられようとしている。このことについては、知事はどう考えておられるのか、お答ひいただきたいと思ひます。

**【知事・再答弁】** 最初に申し上げましたように、介護保険につきましては、まさに高齢化が急速に進展して行く中で、どういう形で負担と給付を永続的なものにしていくかが問題なんです。別に私は共産党のおっしゃっていることに反対をしているわけではなくて、そういうことを抜きにして、反対しろ、賛成しろと言っても無理ではないかと。まさにそういう負担増ということをきちつと前提にして議論を進めていただきたいということを申し上げているだけですので、その点をご理解いただきたいというふうに使ひます。

それから老人医療助成制度については、まさに厳しい状況にあるから全国トップを維持しているわけですね。それは全国トップであるということが、私は証明しているというふうに使ひます。

それから国民健康保険制度につきましては、都道府県化で値上がりするんじゃないんです。どんどん厳しくなつてきて、値上げ圧力がある。それについて、都道府県にもう少し頼りたいという市町村がたくさんあるということも事実なんです。そこをどうやって調整するかということで、都道府県だけでは無理なので、国に対しても 3400 億円の新たな支出を求めたわけですね。その都道府県単位化がその値上げにつながつたわけではないんです。もっと構造的な問題として、値上げの圧力がすごくあつて、それをどういう形で全体として解決するかということが求められているんでありますので、その点もご理解いただきたいと思ひます。

### **【浜田指摘・要望】**

介護・医療の問題をめぐるのは、やはり国が公的責任を投げ捨てて、負担増ばかりを迫る。こういうやり方に、今、医療・介護の関係者や、患者とその家族らの怒りが広がっているところですね。そういう状況のもとで、京都府には国の負担増から府民の命とくらしを守る。そういう役割があると思ひます。そのことを求めて次の質問に移ります。

## **市町村での中学校給食の実現、小・中学校給食の無償化を**

**【浜田】** 次に、子どもの貧困対策についてお聞きします。

伊根町では、子育てしながら町づくりに励む子育て世代を応援することを最優先にして、2015 年には、給食費や教材費、修学旅行費など、義務教育にかかる費用の無償化をスタートさせました。給食費については、笠置町でも無償化に踏み出すなど、独自の補助制度で無償化を行う自治体が広がっていますが、財政的理由で躊躇している自治体も少なくありません。小・中学校の給食費の無償化は、貧困家庭の負



担軽減につながります。国の制度として、給食費の無償化を求めるとともに、府として市町村への財政的支援を検討すべきではありませんか。

子どもの貧困対策としても中学校給食がきわめて重要な課題ですが、京都府の実施率は神奈川県に続いて全国ワースト2位です。5月1日から親子方式の給食がスタートした八幡市の担当者に伺ったところ、「親子方式には国の補助金も出ないので、初期投資の6億5000万円は市の単費になった。ハード面での京都府の補助があれば、中学校給食はもっと進むのではないか」と話されました。4年前に中学校給食の実施を決めた精華町では、いまだに実施時期が決まっていますが、最大の理由は財政問題で、教室へのエアコン設置などを優先的に実施するために、先送りされているとのことでした。久御山町では、来年度から中学校給食が実施されますが、財政的理由で、小学校と同じ自校方式はむづかしいと、民間委託の自校方式になったそうです。すべての市町村で中学校給食が実施できるように、市町村に対する補助制度にふみだすべきではありませんか。

子どもの貧困対策としても、子育て支援対策としても、子どもの医療費助成制度の拡充は、きわめて重要な課題です。京都府少子化対策基本計画でも、子育て世代等の経済的負担の軽減のなかで、「子育て世代の医療費の負担を軽減します」と明記をしています。しかし、本府の制度は、通院の場合、3歳以上は月3000円。この負担が貧困家庭には重い負担になっています。先日お会いした、小学校2年生の女の子を育てているお母さんは、「月3000円の医療費負担が重くて、大変です」とおっしゃっていました。経済的な理由で、子どもが医者にかかれぬという事態をなくすためにも、この月3000円の子どもの医療費負担をなくすべきではありませんか。

本府の「国の施策及び予算に対する政策提案」では、「国において、子どもの貧困率をはじめとした各種調査を実施される場合は、都道府県ごとの実態がわかるよう、大規模な調査をしていただきたい」と要望されていますが、これは結局、子どもの貧困の実態がわかる調査を京都府はやっていないことを告白するようなものです。国まかせでなく、京都府として、すべての子どもを対象に、具体的な貧困の実態がつかめるような内容の実態調査を行うことを強く要望しておきたいと思います。

## 府独自の奨学金返済支援制度の実現。ブラックバイト規制条例を

【浜田】 続いて、青年・学生の暮らしの問題についてお聞きします。

青年・学生の生活環境は、きわめて深刻な事態となっております。街頭アンケートで私が対話した母子家庭のある女子学生は、「お母さんが介護職で月20万円足らずの収入のため、仕送りがありません。そのため、月10万円の利子付奨学金を借りて学費にあて、生活費のために、二つのバイトを掛け持ちで週19時間働いている」と言っておられました。また、ある集会で、発言された、昨年4月から京都北部で社会福祉士として働いている女性は、「仕事にはやりがいがあるが、月3万円の奨学金返済があり、いつ破綻しないか、恐怖心がある」と語っておられました。府職労連の新採者へのアンケートでは、4割が奨学金返済を抱え、月7万円も返済している方もあったそうです。

国が給付型奨学金制度を創設しましたが、給付対象が限定的で、給付額も少額です。また、京都府が中小企業の従業員の奨学金返済負担を軽減をする就労・奨学金返済一体型支援事業を創設しましたが、これはあくまでも中小企業対策となっております。今求められているのは、奨学金返済の負担を直接軽減する施策ではないでしょうか。国に対して、給付型奨学金制度の対象拡大を求めるとともに、有利子奨学金に対する利子補給制度の創設など、京都府独自の奨学金返済支援制度を作るべきではないでしょうか。

先日お話を聞いたある男子学生は、24時間営業のネットカフェでバイトしていましたが、夜の9時から翌日の午後4時までという無理なシフトが組まれて、授業に行けず、単位を落としたそうです。このように、学費を稼ぐために始めたアルバイトがブラックバイトで、大学の授業にも出れないという、本末転倒の笑えない事態が起こっています。この間、京都府、京都市、京都労働局の三者でブラックバイト対策協議会が立ち上がり、実態アンケートにも取り組まれたことは、一歩前進です。しかし、ブラックバイトを規制する有効な対策を行うためにも、行政、大企業、中小企業、府民などの役割を明記し、

継続的な実態調査と公表、罰則規定なども盛り込んだ、ブラックバイト規制条例を検討すべきではありませんか。

**【知事・答弁】** 子どもの貧困、そして青年・学生の対策についてであります。まあ学校給食につきましては、これは市町村が、その実施を行うわけでありまして。その給食の運営に要する経費、それから施設整備に関する経費については、国の交付金と交付税で支援されておりまして、そうした中で市町村についても京都府内でかなり、制度化が進んできているところでありまして、保護者の負担であります食材費などの学校給食費につきましては、これは就学援助という形で経済的に厳しい状況にある要保護、準要保護家庭の子どもにつきましては全額または一部を補助する仕組みが制度化されておりまして、市町村においても実施をされているところでありまして。すべての保護者を対象に給食費の無償化を行うかどうか、そうやってきますと全体としての、その給付と負担の在り方の問題でありますので、これはやっぱり設置者である市町村の判断でありますと同時に、ナショナルミニマムとして、どういう形で教育というものをやっていくのかという判断になろうかなというふうに思います。あわせて役割分担がされている話だろうと思います。

京都府としては、したがって、私どもとしては、子どもの貧困化対策として本年度から地域で活動するNPOや自治会など支援団体と連携して、その活動状況の中で、子ども食堂も含めた子どもの城づくり事業に取り組んでいるという形で広域的な補完対策を置いているわけでありまして。そして、そのうえで学校給食に関しましても、私どもできることとしての栄養教諭の配置の拡充ですとか、施設の耐震化の補助制度の財源制度の拡充など国に強く求めているところでありまして、今後とも市町村から具体的な要望があれば、それに従って私どもとしましても対応を考えてまいりたいと思います。

次に、子どもの医療費助成制度についてでありますけれども、この制度まさに荒巻知事の時に創設されて、私は3度にわたってその拡充を行い、これも私は市町村とともに全国トップクラスの制度になっているというふうに思います。少子化対策というのは国策でありまして、まあこうした点を踏まえて、議員に対しましても、ナショナルミニマムとしての義務教育終了まで対象化を求めているところでありまして、これからも府下の市町村としっかりと連携しながら、どういう形で充実ができるか、まあ全国的な問題でもありますけれども、検討を進めていきたいというふうに考えているところでございます。

次に、大学生の奨学金の返済負担の軽減についてでございますが、今年度から実施する就労奨学金返済一体型支援事業については、これはあの誰がですね一番得をするかを考えればすぐにわかる話なんです。京都府と企業がお金を出して奨学金を受けている人に対して援助をするという制度ですから、中小企業対策ということではないですよ、ただそれを通じて中小企業にとっても人材確保ができるという点では、そうした側面も持っている、そういうことは言えるのかもしれませんが、施策でありますので、まさに貧困問題対策そのものであります。そして、これまで意欲と能力がある学生が経済的理由で進学を断念することがないよう、その上に立って私どもは、大学の奨学金制度の充実を国に直接要請し、全国知事会でも国に対して緊急提言をおこない、教育費の負担軽減施策の充実を要請しますとともに、地方創生に資する人材育成確保等に関する緊急決議の中でも、給付型奨学金制度の創設等を、昨年11月に要請したところでございます。

こうした要請を受けて国の29年度予算におきましては給付型奨学金創設、無利子奨学金の貸与人員の4.4万人増、低所得世帯の子どもたちにかかる無利子奨学金成績基準の実質的撤廃、国立大学私立大学の授業料の減免等の充実等の制度充実が図られてきました。そして私どもはその上でまた、6月8日の国への政策提案でもその拡大や人員の拡大等改めて要望しました。

一方京都府としては、その一方で就労奨学金の返済一体型支援事業のほかに、高校生に対する高校生等就学支援事業として貸付事業を確実に実施するとともに、これも全国トップクラス、まあトップだと思いますけど、安心就学事業を実施し、高校生の皆さんの就学について、しっかりとそれを守る活動を展開しているところであります。こうした点もご理解いただきたいなというふうに思います。

次に、いわゆるブラックバイト問題についてであります。これまでから労働局における監督の徹底と京都府、京都市、労使団体による周知啓発、そして、大学生、高校生に対する労働関係法令の啓発を行ってまいりました。そのなかで、ご指摘のように京都ブラックバイト対策協議会を設立し、アンケートを実施するなど取り組んでまいりました。ブラックバイトに対しましては、違法なものにつきましては、これはもうあの法違反の話でもありますので、それは、労働局はじめとして監督指導が行われ、厳しい規制を行っていく。そして、その中で規制強化としましては労働間基準関連法令違反の企業名等のホームページでの公表や職業安定法が平成 29 年の 3 月 31 日に法改正されまして、ハローワークや職業紹介事業等におきまして、労働関係法令（違反企業）のすべての求人不受理等強化が図られてきているところでもあります。

こうした観点からも私どもといたしましては、これは、しっかりと法律が守られるように国、都道府県市町村、労使が力を合わせて頑張っていくということが一番必要なことではないかなというふうに思っております。今後実態調査と課題解決へむけた具体的な方策を進めるなどブラックバイト根絶への取り組みをしっかりと進めていきたいというふうに思います。

**【浜田・再質問】** まず、給食費の無償化ですけれども、伊根町に府内の他市から 2 人の子どもを連れて移住してこられた方が、「給食費の無償化をはじめ義務教育の無償化を、ほんとうに助かります。お金だけじゃなくて、みんなで子育てをしているという安心感が一番ありがたい」と話されたように、ほんとうに喜ばれております。一方、八幡市の例ですけれども、小学校が 1 食 240 円で年間 4 万 7000 円、中学校が 1 食 280 円で年間 5 万 5000 円と、これは、子育て家庭には、かなり重い負担になっています。すべての市町村が給食費の無償化がどうしても必要だとおもいますが、知事は国との関係で、ナショナルミニマムで求めていくとおっしゃいましたけれども、すべての保護者を対象に無償化すれば、その経費をどこに求めるのかということで、結局、本府の国の予算及び施策に関する政策提案では、給食費の無償化については要望されていません。しかし、子どもの医療費の助成については国に要望されています。ぜひ、子育て世代のみなさんの切実な要望である給食費無償化の実現へ、国に助成を求めていただきたいと思っております。そして、すべての市町村が給食費の無償化に足を踏み出せるように京都府として支援をぜひ検討していただきたいと思っておりますけれども、いかがでしょうか。

中学校給食についてですけれども、知事は、結局ですね、「府内の市町村が取り組んでいて、まあ要望があればまあ応えていく」と言われましたけれども、結局、市町村の努力の後追いだと思いますねこれは、京都府が率先して支援して、やはり、全国でワースト 2 位という位置にあるわけですから、これを引き上げるために、やはり、京都府が率先して支援をするということが必要ではないかと思っております。このことについてお答えいただきたいと思っております。お答えください。

奨学金の負担軽減ですけれども、国の給付型奨学金制度というのは、結局対象が 2 万人で、現在奨学金を借りている学生 132 万人のわずか 1.5%にすぎません。京都府の支援事業は、さきほど府と企業がお金を出し合うと言うふうにいわれましたけど、その企業の側、中小企業の経営者からは、「半額を負担するのは厳しい」という声もあがっているのも事実です。国の制度も、京都府の制度も、奨学金を受けているすべての学生が軽減の対象になる制度に改善すべきではないかと思っております。ぜひ、お答えいただきたいと思っております。

**【知事・再答弁】** それぞれの市町村が子育て対策のどこに重点を置くのか。その料金を取らないということは、税金で払うわけです。総合的な少子化対策をどう展開するかというそういう大きな目でわれわれは支援をしていくべきだと思いますし、そして、そのあとの判断というのは市町村に任せていく、市町村が役割分担を担っていることに対して、都道府県が、あれをやれ、これをやれというのは、私はまさに地方自治の根幹からすればですね、非常におかしな意見だなというふうに思います。

ですからわれわれは、全体としてのメニューを用意して、その中でいろいろな形をやっていくということと、それに対してもナショナルミニマムを求めていく、さらには、市町村ではできにくい補完的なことをしっかりとやっていくというのが広域的な行政団体としての都道府県の在り方でありまして、こうした観点からもこれからも、子どもの総合的な少子化対策を進めていきたいというふうにおもいます。

それからあの、奨学金、それから一体型ですけれども、まさに中小企業対策ではないということを今、浜田議員、図らずもおっしゃったわけでありまして、そういった面は確かにあると思います。それは、中小企業のためにはなるんだよということで、私どもも税金を負担しているわけでありまして。国に対しても実はこの拡充を求めているところでもあります。

**【浜田・指摘要望】** 知事は今、子どもの貧困は市町村が求めているものに応えていくというふうにいわれましたけど、まあ今日私が提起した給食費の無償化や中学校給食の実現、子どもの医療費の無償化の拡充、いずれも市町村が要望されていることでありますので、ぜひ、応えていただきたいというふうに思います。子どもの貧困の問題も、青年・学生をめぐる深刻な生活環境も、日本と京都の将来にとって一刻も放置できない問題だと思います。事態の根本的な解決のために、総力をあげてとりくんでいただくことを求めて、次の質問に移ります。

## 京都府南部地域のまちづくり・活性化

### 府主導の大企業呼び込み型開発やめ中小企業・商店街振興を

**【浜田】** 次に、京都南部地域の課題について、数点お伺いします。

第一に、京都南部のまちづくりについてお聞きします。城陽市の東部丘陵地に、三菱地所グループのアウトレットモール進出が内定との報道がありましたが、商圈は京滋を中心に近畿地方の広範囲に及び、近隣の商店にも影響を与えることは必至です。京都南部では、学研地域、新名神周辺などでも、大企業や大型ショッピングモールの誘致による、経済の活性化を期待する動きがありますが、京都府が主導する大企業呼び込み型の開発が、京都南部のまちづくりや活性化に果たしてつながるでしょうか。

私はこの間、京都南部の中小企業団体や中小業者のみなさんから、直接お話をうかがってまいりました。宇治市の商工関係者のお話では、個人事業所では、前年と比べて売り上げが20%落ち込み、税金の申告額は40%も落ち込んでいるとのことでした。京田辺市では、「製造業の人材不足が深刻」「単価は、これ以上下がりがやがたないところまで下がっている」などの現状が出されました。機械・金属関連の工場の多い久御山町では、「工場の家賃や電気代などの固定費の支払いが大変」「メーカーから単価を抑えられても断れない」「最盛期と比べて売り上げは半減している」などの現状が出されました。宇治市内の商店街では、「観光客が多い宇治橋や平等院表参道は元気だが、その他の商店街は厳しい状況」とのことでした。京田辺市では、「大型店やコンビニにおされて、個店が廃業に追い込まれている」というお話でした。こうした地域の現状を見れば、京都南部でこそ、地元の中小企業を直接応援する施策、地域循環型の経済政策への転換が必要ではないでしょうか。

京都府はこの間、府内の約300の商店街を対象にカルテを作成し、四つのランクに分けていますが、支援しているのは元気で意欲のある一部の商店街にとどまっています。たとえば、群馬県高崎市など各地で商店街の活性化につながっている商店リフォーム助成制度の実施など、苦労しながら頑張っているすべての商店街に京都府の支援が必要ではありませんか。また、製造業が多い京都南部地域では、工場の家賃や電気代などの固定費への支援を行うべきではないでしょうか。

## 環境破壊、多額の税金投入する北陸新幹線延伸やめよ

### バス路線拡充、渋滞解消、JR奈良線の複線化、生活交通改善を

**【浜田】** 京都南部のまちづくりにも影響をあたえる北陸新幹線の延伸についてお聞きします。昨年12

月に、与党整備新幹線建設推進プロジェクトチームが、「小浜・京都ルート」を決定し、3月15日には、京都・大阪間の「南部ルート」を決定、松井山手駅を中間駅とする最終報告がされました。4月28日の環境・建設常任委員会で、北陸新幹線敦賀・大阪間の整備計画について、建設交通部から初めて説明があり、質疑が行われました。そこで、明らかになった問題点についてお聞きします。

一つは、自然環境や文化財、地下水への影響の問題です。環境・建設常任委員会では、自民党委員からも危惧の声が出され、理事者も、「市街地の地下に入る場合の環境問題や日本一多い文化財も問題ですとか、地下水は伏見の水源でもございます。非常に多くの課題でもございますので、我々も課題の抽出を京都市と一緒にやって行い、国にしっかりものを申していくことが大事だ」と答弁されています。自然環境や文化財、地下水などへの影響が懸念される、大都市の地下トンネルを掘って新幹線を走らせる計画について、知事はどう考えておられますか。

二つは、地元自治体の財政負担の問題です。同常任委員会では、「駅の整備だけでも数百億円、駅周辺整備を行えば、別途、費用がかかる」と説明がありました。それに対して、地元の委員からは、「京田辺市の年間予算は240億円しかないところに、数百億円もの事業になる」との不安の声が出されました。新幹線延伸に多額の税金を注ぎ込むより、バス路線の拡充や山手幹線の渋滞解消など、生活交通の改善にこそ、税金を使うべきではありませんか。

三つは、JR奈良線や片町線など、並行在来線はどうなるのか、という問題です。予算特別委員会の書面審査では、理事者は、「最終的には運営主体であるJR西日本が決めるということになってくるわけですが、これまでの事例から言いますと東海道本線が対象になるのではないかと考えています」と、あいまいな答弁をされています。在来線の切り捨てを絶対に許さず、奈良線の複線化やバリアフリー化など、在来線の充実こそ、求めるべきではありませんか。

## 身近な医療機関にかかれるように南部の医療体制改善を

**【浜田】** 京都南部の課題の第二に京都南部の医療体制についてお聞きします。

「京都府地域包括ケア構想（地域医療ビジョン）」では、山城南医療圏では約半数の患者が圏域外に流出しているので、病床の確保を図るため、病床数を増やす目標となっています。京都南部の医療関係者にお話を聞きますと、「今後、高齢化の進行や疾病構造の変化も考えられる。住まいに近いところに病院があり住み慣れた地域で包括的な医療が受けられる環境が必要です」「地域医療ビジョンで、山城南医療圏の病床数を50床増やす目標になったのは評価するが、医師や看護師を増やさなければ意味がない。山城南医療圏域は、医師も看護師も府内でもっとも少ないのだから、北部のように特別の対策が必要です」と、率直な声が寄せられました。そして、医療機関のみなさんは、医師・看護師の確保のために、全国に勧誘にまわるなど、必死の努力をされています。ところが、今年の9月議会の一般質問での答弁で、山田知事は、「山城南医療圏は他の医療圏との連携が深いところで、奈良県に4分の1ぐらい、山城北と京都市内の医療圏にまた4分の1ぐらい患者が流出するというのは、他の医療圏に見られない特徴となっていて、これは交通の便とか、地勢的な要素もあると思います」と答弁されました。知事は、他の医療圏に依拠するのでなく、山城南医療圏内で完結することが必要だと思われませんか。お答えください。

南部の小児救急医療体制についてお聞きします。山城北医療圏では、八幡市では深夜に子どもが急病になると、田辺中央病院や枚方市民病院まで連れていかなければならず、しかも病院で長時間待たされるという事態もあり、市内に小児救急対応病院を作してほしいという長年の要望が実り男山病院が輪番病院に加わりました。しかし、男山病院は週1回で、他の日の夜に子どもが急病になれば、田辺中央病院か宇治徳洲会病院に走らなければなりません。一方、山城南医療圏では、平日夜間にも対応されるようになったことは良かったと思いますが、週4日は田辺中央病院が輪番病院ですから、深夜に遠くまで子どもを連れて行き、長時間待たされるということが起こります。しかも、田辺中央病院と宇治徳洲会

病院に過重な負担がかかることになり、この間、宇治徳洲会病院で小児科医が相次いで退職するという事態も起こりました。やはり、二次医療圏内で完結すべきではないでしょうか。山城南医療圏の小児科医は京都山城総合医療センターに 3.5 人、学研病院に 1 人という状況で、平日 4 日間を山城南医療圏で対応しようと思えば、小児科医が少なくともあと 2～3 人は必要とのことでした。知事は、小児救急医療体制の拡充を求める声をどう受け止めておられますか。両医療圏への小児科医の配置・拡充の見通しはどうなっていますか。お答え下さい。

**【知事・答弁】** 京都南部地域の課題ということで何点かご質問がありました点について、まずその中で商店街の支援についてでありますけれども、厳しい状況にある地域商業の活性化を図るために、その中核を担う商店街を支援していきたいということで、平成 27 年に商店街創生センターを創設いたしました。それぞれの商店街の実情に応じた支援をおこなっております。ただ、商店街振興のためには各商店街がその気になってもらわなければならないということは間違いのないと思っております。別に元気のあるところを応援しているわけではなくて、元気があるところはあんまり応援しないでいいんです。

ですから例えば、古川町商店街は、これは正直言って、かつては東の錦と言われたのですが、本当にシャッター化、マンションが進んで、60 あった店舗が半数になってしまうような、私も行ってびっくりするほど元気がない商店街だったんです。それを何とかきちっと往時の隆盛を取り戻したい、でも往時のやり方では無理だということで、私どもはモデル的にこれをやった。そして外部人材の導入も増えて、投入も図る中で、今、新たな芽が出て、そしてそれが商店街のみなさんの意欲につながっております。

これは特にやったのは、やっぱりこういうモデルがあるんだ、こういう形でやれば、意欲を持てば商店街は再生できるんだというモデルをつくりたいという思いがありました。もちろん古川町だけではなくて、府下においてもそういったものを今やっていますね、こういう中で、全部の商店街が意欲を持てるような状況をつくりたい。ざーっといっぺんにやったってそう簡単にうまくいくものではないですよ。きれいごとではないんですからこれは。そうした中で我々は一つ一つ成功体験を積み重ねながら、全ての商店街が意欲を持てるように、これからも伴走支援に努めてまいりたいと思っております。

次に、固定費の支援なんですけれども、景気が回復中にある現在におきましては、どちらかというと言注拡大に伴う人手不足等の方がかなり厳しい状況になっておりまして、このために中小企業人材確保センターを立ち上げて、様々なマッチングですとか、OJT、ジョブトレーニング等を行っているわけでもありますけれども。その中で固定費につきましては、これまでからリーマンショックの際などの長期低利の緊急資金対策融資ですとか短期のつなぎ融資や、温暖化対策の緊急補助などの経済情勢に応じて、そこに手を打ってまいりました。現在も省エネ対策をはじめとする経営改善の取り組みを支援するステップアップ事業ですとか、エネルギー面等の新しい効率化を支援する京都HMS推進事業などですね、それぞれを置いた形で固定費の削減にむけて中小企業の応援をしているところでありますので、ご理解をいただきたいというふうに思います。

それから北陸新幹線の敦賀―大阪間についてでありますけれども、小浜―京都の直通という形で国が決定をしたわけですが、これは環境面等で課題もありますので、私としましては、ルートがある程度見通せる、現状のルートを考えながら進めることができる、そして京都府にも大きな受益があるということで舞鶴ルートを主張してまいりましたが、それが通らずに残念でなりません。このため本年 3 月の与党 PT 検討委員会や 6 月 8 日の政府提案におきまして、この小浜―京都ルートについて自然環境や生活環境の問題、河川、鉄道、高速道路との交差、山岳部のトンネル工事、都市部での地下工事等における技術的な問題について、慎重な調査を求めているところであります。

整備新幹線自身は、これは交通事業者が投資採算性をふまえて整備するバスや在来線等、財政的な質が異なっておりまして、法律に基づいて国家プロジェクトとして、国が整備を行い、地方はその受益に対して負担をしていくという形になりますので、こちらが空いたからですねこちらへ回せるという形の

ものではないと。京都に受益があるところで我々は負担をしていくということになります。並行在来線については、これは新幹線整備区間と並行する形で運行する在来線というのは、これは東海道本線でありまして、私どもはこの前、国に対するこの北陸新幹線の決起大会においても、私から関西においては、関西に在来線問題はないということを改めて確認を求めたところでありまして。

そして、その中で、ただ地域交通は、幹線網とそして生活鉄道とが一体となってネットワークを形成していくことによって、はじめて効果がより大きなものになりますので、京都府としましては、与党 PT の場や政府提案におきましても特に北陸新幹線の場合は、片町線の複線化、そして今も進めている奈良線の複線化や鉄道駅舎のバリアフリー化、こうしたものに対しても国に対して求めているところでありまして、引き続き在来線の充実について取り組んでまいりたい。在来線の充実があって初めて北陸新幹線も効果的な幹線になるということのをこれからも訴えていきたいというふうに思っているところでありまして。

次に、京都府南部の医療体制についてでありますけれども、山城南医療圏は、関西文化学術研究都市周辺での宅地開発等によりまして、人口が増加する全国的には非常に数が少ない圏域でありまして、これは京都府の関西学術研究都市構想とか、こうしたものが着実に実を結んだ成果であります。そうした中で人口当たりの医師数が急激に増えてまいりましたので、少ないということに観点がありますけれども、非常に交通網について基礎的なインフラがしっかりしておりますので、京都市や奈良市への利便性が高いという特徴があります。こうした中で山城南医療圏における医療従事者につきましては、この 10 年間の約 10% の人口増加に対して医師は 111 名から 153 名と、約 40% 増やしました。看護師さんに至りましては 479 名から 721 名の約 50% 増という形で、確実に人口増を上回る形で医療の整備を行っているということについてはご理解いただきたいと思っております。そして、地域の核となる山城総合医療センターの医師数も、昨年と比べて 5 名増加させるなど強化を図っているところでありまして。そして、さらに広域の圏域を越えた広域の救急搬送体制として、関西広域連合によるドクターヘリも大阪ヘリに加えて、京滋ヘリも運行するなど、そうした体制も充実させております。新名神高速道路の城陽―八幡―京田辺間も開通しておりますけれども、ある面でいきますと南部のみなさんにとりましては、症状や専門性に応じた病院の選択肢の拡大ということも可能になっている。そうした中で、我々はこれから地域の発展に応じてより広域的に対応すべき医療を総合的に考え、地域にふさわしいバランスのとれた医療体制を構築していきたいと考えております。

次に、府南部地域における小児医療についてでありますけれども、これまで京都府では、地域医療確保奨学金貸与制度に小児科特別加算制度を創設いたしまして、臨床研修でも産科周産期の重点プログラムを設置。また N I C U を担当する医師の加算手当のなどによりまして、小児科医師の確保に努めてまいりました。その結果、少子化の進行により 15 歳未満の小児人口が減少するなか、府南部地域の平成 26 年の小児科医師数は 67 名で、10 年前と比べまして 8 名増加をしております、小児人口 10 万人当たりの医師数も改善しております。小児救急につきましても順次、輪番参加の病院を増やし、現在、京都山城総合医療センターや田辺中央病院をはじめ 5 病院で平日夜間そして土日祝日の輪番体制を確立しております。さらに、小児科医は全国的に今、大変不足なことが大きな問題になっておりまして、京都府はどちらかというと防戦につとめているところが現状でありますけれども、その中において、病院で勤務する特に小児科医の約 4 割が女性という点もふまえて、短時間勤務や宿直免除への助成、復職支援研修に加えて今年度は新たに子育てをしながら勤務する女性医師が緊急の呼び出し等に対応できるような保育サポートの仕組みを構築しているところでありまして、これらの取り組みを通じ、小児科医の更なる確保を図る中で、府南部地域における小児救急医療体制の充実をすすめていきたいと考えているところでありまして。

**【浜田・再質問】** まず、指摘要望を 2 点させていただきます。久御山町をはじめ、製造業の多い京都南部では、「仕事がなくても、工場の家賃や電気代などの固定費は払わなければならない、その負担が重い」

という声が多数寄せられています。固定費支援は、そうした中小零細企業のおかれている実態から具体的にどのような支援策が必要なのかということのを要望しているのです、ぜひ、検討していただきたいと思います。

医師確保対策の問題ですけれども、知事は増やす努力をしてきて、一定数増えてきているというふうに言われておりますけれども、特に京都の場合には医師の偏在という問題が非常に重要な課題で、「国の施策及び予算に対する政策提案」でも、医師の地域偏在及び診療化偏在の解消対策、とりわけ、府内の多くの二次医療圏で人口 10 万人対医師数が全国平均を下回る小児科や産科などの診療科において、地域偏在の解消対策を要望されています。認識は同じだと思いますけれども、国に要望するのは勿論ですけれども、ぜひ、京都府としてさらに対策を強めていただきたいというふうに思います。再質問を二つさせていただきます。

一つは商店街の問題ですけれども、先ほど知事はモデルをつくってそれを拡げるんだと言われましたけれども、それを待ってられない事態が多く商店街で起こっています。府内の商店街の多くが、シャッター通りになり、存亡の危機に陥っています。それなのに、大きな商圈を持つアウトレットモールや大型ショッピングモールを誘致すれば、地元の商店街はますます苦境に陥るだけではないかと思えます。商店街カルテにもとづいて、商店街支援をすすめるために、商店街創生センターが作られましたが、手厚い支援が最も求められている多くの商店街には、なかなか手がつけられていないのではないかと思います。先ほど知事も伴走支援ということを言われましたけれども、南部の商工会議所でお話を聞くと、伴走支援を行う経営支援員が足りないと言われていました。支援が必要なすべての商店街への支援を行うためには、商工会議所や商工会の経営支援員の抜本的な拡充が必要ではないかと思いますが、いかがでしょうか。

北陸新幹線の延伸問題ですけれども、国に対する要望の中で、先ほど知事が述べられたような駅ルート公表に向けた詳細な調査だとか、財政負担の在り方の問題とか、いわゆるアクセス路線として片町線などの複線化なども要望されておりましたけれども、結局そういう問題がまだ解決をされていないもとので、府民が納得できる説明もされていないもとので、延伸ありきで計画を進めるべきではないというふうに思うのですが、その点のお考えをお答えください。

**【知事・再答弁】**商店街対策については、これまでから私どももですね、例えばアーケードへの支援ですとか、空き店舗対策ですとか、様々な再策をかなり万べんなく講じてきたんです。その中でやはり、かなり伴走支援をきちっとやるためにはモデルをつくって、そうしたものを示しながらやっていかないとなかなかうまくいっていないという現実がある。そして、そういう中で 300 の商店街にカルテをつくって、一つひとつの商店街とお話をしながら、意欲があるところに対してですねそれをやっていくという形をとっているわけでありますから、手順としては、この手順が一番確かではないかなと私は思います。

それをどうやって急速に広げていくかという問題は、我々としても今、一所懸命やっていかなければいけないけれども、経営支援をはじめとする私どもの支援体制というの、これも全国的にいても充実しておりますし、その中でエコノミックガーデニング方式です、年間 2 万件も回っているという実績もみていただきたいなというふうに思っております。

また、アウトレットモールとですね商店街とは、これは全然、あの、行かれればわかると思うんですけれどもですね、全然違うものでありますのでね、そうした点をごちゃ混ぜにして言うのはちょっと、あの、ぜひとも竜王とか三田とか行ってですね、なるほど、ここは商店街に影響があるみたいな話をいただければ我々も理解ができるんですけれども、それは少しなんか、言いがかりだなというふうに思います。

それから、北陸新幹線の問題は、国家的な幹線としてですね、国において整備を進めるという中で京都府としても主張してきているわけでありますから、私どもとしましては、その中で一番、京都にとってやっていかなければならない。これはもう、北陸のみなさんが本当に熱望されてですね、地域間格差をなくすためにぜひともやっていただきたい。そして、関西全体でもやっている。それについて京都府



としては、そういう全体像を見ながら懸案する複線化についてはきちっと指摘していくという態度をとっているわけですから、これもご理解いただきたいなというふうに思います。

**【浜田・指摘要望】**商店街の問題もそうですし、中小零細企業を含めて私は改めて南部の地域をずっとこの間回らせていただいて本当に深刻な実態になっていると実感しました。先ほど来、商店街ではモデルをつくって広げるのが一番いいやり方だと言われましたけれども、そうこうしているうちにも次々と商店街がシャッターを下ろしていくという事態になっているわけですから、早く手だてを打たなければならぬというふうに思います。それから、アウトレットモールのことを言われましたけれども、私は一つの例として挙げただけで、やはり大企業呼び込み型の開発だとか、新幹線の延伸は、京都南部の住民がけっして望んでいることではないと思います。住民が求めているのは、公共交通の充実であるとか、歩いて買い物ができる商店街の活性化とか、医療体制の拡充、これらを求めているのだと思います。それらにこそ京都府の支援を強めることを強く要望いたしまして、最後の質問に移りたいと思います。

## 格差と競争なくす入学者選抜制度の改善を 希望するすべての子どもにお金の心配なく高校教育の保障を

**【浜田】**南部の課題の最後に、府立高校入学者選抜制度・高校改革の現状について伺います。府教育委員会は2004年、山城地域で南北通学圏を統合し広域化して総合選抜制を廃止し、単独選抜制を導入しました。それ以降、府内全域での府立高校の特色化を進め、すべての通学圏で「受検機会の複数化」として前期・中期・後期の3段階選抜を導入しました。山城通学圏では広域化と単独選抜を導入して14年経過し、3段階選抜導入後4年経った今、府立高校の本来の役割である「どの地域にあっても、希望するすべての子どもたちに、お金を心配することなく、必要な学びの場を保障する」ことが、鋭く問われる問題が起こっています。

私は山城地域の中学生・高校生の保護者や教職員のみなさんから、府立高校についての意見をうかがいました。保護者のみなさんからは、「入試制度が複雑で、解りにくい。願書で希望校の第一順位、第二順位をどう書くかにより毎年競争倍率が変動する。希望する高校はもちろんあるけれど、公立でないと経済的に大変。合格できそうな高校を選ぶしかない」「主体的に進路を選択できるのは勉強ができる生徒だけ。不本意に遠くの高校へ通わねばならない。遠距離通学となり通学費負担が重い。朝早く、帰りも遅いので親子ともに負担が大きい」「総合選抜制では、合格すれば自宅から一番近い高校へ入学できた。地元の子どもが通えるよう地域枠を設定してほしい」、「前期選抜は定員枠が少なく多くの子どもが不合格になり傷つく。同じ高校を中期で受検して合格できた。なぜ不合格体験を多くの子どもにさせるのか。」など、率直な意見がたくさん寄せられました。

また、今年の入試では、三つの高校で、あわせて60人もの定員割れが生まれました。その一方で、中期選抜で公立高校を希望しながら合格できなかった生徒は125人にもなっています。後期選抜では、6人しか定員は埋まりませんでした。志望する生徒はたくさんいるのに前期選抜で多くの不合格者を出し、最終的に54人もの定員割れを起こし、結果として公立高校の入学枠を狭めるという、歴史的にも重大な事態が起こったことを、どう考えておられますか。

総合選抜制度をやめ、地元地域定員枠などをなくし、単独選抜、3段階選抜を進めてきたことによって、府教育委員会が言っている「生徒が行きたい高校を主体的に選べる制度」という説明とはかけ離れた実態になっていることは明らかだと思います。府教委として、検証し、総括すべきではありませんか。

多くの不合格者を出し、子どもたちを傷つけ、受検競争を激化させている前期選抜制度は廃止するとともに、地元地域定員枠を設けるなど地域制を取り入れ、希望する生徒が近くの高校へ通える制度へ改善すべきではないでしょうか。また、本府の公立高校通学費補助制度は、月2万2100円か1万7千円を超える部分の半額を補助するというもので、残りは保護者負担です。そのため、昨年度の支給実績はわずか66人で、たとえば、和東町湯舟から木津高校に通う生徒は、年間で28万7680円通学費がか

かりますが、補助額は 11240 円で 4%にもなりません。こうした事態になっている通学費補助制度を抜本的に拡充するよう求めます。いかがですか、お答えください。

**【教育長】** 公立高校の入学者選抜についてであります。全国的に制度の見直しが進む中、唯一残っていた総合選抜制度の下では、合格者の入学先を機械的に割り振ることになるため、合格しても希望する高校に入学できないなど様々な課題がみられたところです。

このため平成 26 年度に最後となりました京都市・乙訓通学圏についても、中学生が主体的に高校を選べるよう単独選抜制度に移行するとともに、受検機会の複数化や多面的な評価尺度を取り入れた選抜制度に改めたところであります。一方で、全国的に通学圏が拡大される傾向がみられるなか、本府においては従来から地域ごとの通学圏や口丹以北の高校に学区枠を設けるなど地域枠を取り入れた制度を維持しております。

現行制度の下で多くの中学生が自ら高校を選び、入学後も目的意識をもって取り組んでおり、中途退学率の低下やこの春の大学進学率の向上など多くの成果が現れていることから、中学生が主体的に進路を選択できる現行制度を継続してまいりたいと考えております。

また、入学者選抜である以上、当然、希望した全ての生徒が高校に合格するものではありませんが、定員割れが生じないよう各高校で特色ある取り組みを中学生に積極的に発信するとともに、より適切な募集定員の策定に努めてまいります。

通学費補助につきましては、保護者の経済的負担の軽減を図るため、全国的にも数少ない通学費補助制度を実施してきております。近年、地域活性化等の観点から市町村において通学定期代の一部補助に取り組まれるなど様々な状況の変化もみられることから、こうした状況などもふまえて更に検討を進めてまいります。

**【浜田・再質問】** 私はこの間の高校制度及び入試制度の改革によって、どういう事態が現場で起こっているのか、保護者や教育現場のみなさんの声や、客観的な事実を紹介いたしました。最初に言いました公立高校を希望しながら 54 人も定員割れが起こったわけですから、それらの生徒はですね、生徒にとっても保護者にとっても負担のかかる私学に行ったり、あるいは通信制に入らざるをえなかったりしたということになっています。これでは、公立高校本来の役割が果たせていないのではないかと思うわけですが、こういう事態が起こったことについて、教育委員会としてはどう考えて、どう改善しようとしているのか、明快な答弁がなかったと思いますので、もう一度答えて頂きたいと思います。

全体として公立高校の本来の役割、先ほど私が述べたような、どの地域にあっても、希望する全ての子どもたちに、お金の心配をすることなく必要な学びの場を保障すると、この公立高校の本来の役割とはかけ離れた事態が起こっているのではないかと、このように指摘をさせていただいたわけです。そのことについて、府教育委員会はどのように認識しているのか。少なくとも、府教育委員会として、この間の高校制度及び入試制度の改革が、もう 14 年経ってきたわけですから、これが何をもたらしているのかということとしっかりと検証するということが少なくとも必要ではないかと思うのです。その点についてお答え下さい。

**【教育長】** 定員割れの問題についてでありますけれども、議員は全て公立高校に入学できるようにというお考えのもとおっしゃっているかと思いますが、先ほど、総合選抜制度の見直しの中で触れましたように、多くの生徒には、今はその希望する学校というのがそれぞれあります。それを選択して、その学校へ行きたいということで受検をしております。今回、定員割れとなった山城圏の学校、その内の 2 校につきましても後期選抜を行っておりますけれども、その際にも志願者数というのは数名にとどまっております。したがって、最終的なその定員の未充足数をもって入学枠を狭めたといったような批判というのは適当ではないものというように考えております。ただし、これも先ほど申しましたけれども、定員割れを起こす理由の一つには、希望するニーズとその定員枠とのミスマッチのようなものがあると考えられますので、この点につきましては、先ほどご答弁させていただきましたように、中

学校への高校の特色の一層の発信や、また希望動向をふまえた適切な定員設定に努めてまいりたいと考えております。

**【浜田・指摘要望】**今、教育長の答弁の中で、公立高校での定員割れが起こったことについて「ミスマッチ」ということを言われましたけれども、それは実際にそこで落ちた子どもたちに、そんなことを言えるのでしょうか。ミスマッチだったからあきらめてくれということになるのでしょうか。希望した公立高校に入れなかった子どもたちに対して、それは言ってよい話ではないというふうに思います。率直にこれは反省していただきたいと思いますし、やはり、今日お話したように、いろんな声を私は聞いてきましたけれども、やっぱり今の高校教育制度に様々な矛盾が起こっているというのは事実だと思うんです。そこを絶対に目を背けずに、しっかり検証していただきたい。14年経っているわけですよ。それで実際に南部でお話を聞きますと、明らかに高校間の格差も起こっていてですね、様々な矛盾が起こっているということは明らかなので、これはぜひ検証していただきたいというふうに思います。

最後に、私は今日、子どもたち、高校生、青年・学生、中小業者、高齢者など、府民のおかれている深刻な実態を示して、その打開策を求めさせていただきました。しかし、知事と教育長の答弁は、そうした府民の実態に心を寄せたものではなかったと、残念でなりません。今こそ、府民の切実な声に耳を傾けて、深刻な実態に心を寄せ、府民の命と暮らしを守る府政への転換をめざし、広範な府民のみなさんと力を合わせて頑張る決意を述べて、質問を終わります。

## 【他会派の代表質問項目】

6月21日

### ■巽 昭（自民・京丹後市）

1. 高速道路網整備について
2. スポーツ施設の整備について
3. 人口減少社会への対策について
4. 認知症対策について
5. 教育行政について

### ■林 正樹（公明・山科区）

1. 雇用対策について
2. 難病・がん患者を雇用する企業への支援策導入について
3. 留学生への支援について
4. 京都府国民保護計画について
5. 防災・減災対策について
6. 性的指向と性自認に関する理解促進等について
7. 官民データ利活用の推進について

6月22日

### ■平井 齊己（民進・北区）

1. 共生社会の実現に向けた取り組みについて  
(1) こどもの城づくり事業について  
(2) 京都式農福連携構築事業について
2. 京都府の独自施策を実施するための財源確保について
3. 文化振興施策について
4. 首都圏一極集中打破の次の展開について
5. 子どもの貧困対策における学力向上の取り組みについて
6. 交流サイトにおける性被害について

### ■中川貴由（自民・八幡市）

1. 地域創生事業としての「お茶の京都」について
2. 民間活力の導入について
3. シェアリングエコノミーについて
4. 中小企業の生産性向上支援について

### ■井上重典（自民・福知山市）

1. 森林の整備・保全について
2. 由良川流域の総合的な治水対策について
3. 福知山市における「知の拠点」について
4. 働き方改革について
5. 自転車保険等の加入義務化について
6. 文化財の保存・活用について